

第85回定時株主総会招集ご通知 (交付書面非記載事項)

電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

■事業報告

| | |
|--------------------------------|-----|
| 会社の新株予約権等に関する事項 | … 1 |
| 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要 | … 2 |
| 会社の支配に関する基本方針 | … 9 |

■連結計算書類

| | |
|-----------|------|
| 連結持分変動計算書 | … 12 |
| 連結注記表 | … 13 |

■計算書類

| | |
|------------|------|
| 貸借対照表 | … 28 |
| 損益計算書 | … 29 |
| 株主資本等変動計算書 | … 30 |
| 個別注記表 | … 32 |

■監査報告

| | |
|-------------------|------|
| 計算書類等に係る会計監査人監査報告 | … 40 |
|-------------------|------|

第85期 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

日機装株式会社

上記の事項は、法令および当社定款第19条第2項に基づき、書面交付請求された株主様に対して交付する書面に記載していません。

<事業報告>

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社取締役の新株予約権等の保有状況

| 名称 (取締役会決議日) | 新株予約権の 行使期間 | 新株予約権の 発行数 | 目的となる株式の 種類・数 | 新株予約権 の発行価額 | 新株予約権 行使時の 払込金額 | 事業年度 末日の役員 の保有状況 |
|--|------------------------------|---------------|------------------|---------------------|-----------------------|------------------------|
| 第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2012年7月2日) | 2012年7月19日から 2042年7月18日まで | 20個 | 普通株式 20,000株 | 1個当たり 722,278円 | 1株当たり 1円 | 6個 1名 |
| 第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2013年7月1日) | 2013年7月19日から 2043年7月18日まで | 20個 | 普通株式 20,000株 | 1個当たり 1,127,993円 | 1株当たり 1円 | 6個 1名 |
| 第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2014年7月7日) | 2014年7月24日から 2044年7月23日まで | 30個 | 普通株式 30,000株 | 1個当たり 1,004,802円 | 1株当たり 1円 | 10個 1名 |
| 第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2015年7月6日) | 2015年7月24日から 2045年7月23日まで | 28個 | 普通株式 28,000株 | 1個当たり 1,002,000円 | 1株当たり 1円 | 10個 1名 |
| 第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2016年4月4日) | 2016年4月22日から 2046年4月21日まで | 37個 | 普通株式 37,000株 | 1個当たり 649,000円 | 1株当たり 1円 | 10個 1名 |
| 第6回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2017年4月10日) | 2017年4月29日から 2047年4月28日まで | 34個 | 普通株式 34,000株 | 1個当たり 920,000円 | 1株当たり 1円 | 13個 2名 |
| 第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2018年4月9日) | 2018年4月28日から 2048年4月27日まで | 30個 | 普通株式 30,000株 | 1個当たり 1,028,000円 | 1株当たり 1円 | 13個 2名 |
| 第8回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2019年4月8日) | 2019年4月25日から 2049年4月24日まで | 29個 | 普通株式 29,000株 | 1個当たり 1,136,000円 | 1株当たり 1円 | 16個 3名 |

(注) 1. 新株予約権は、取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションとして発行されたものです。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定める。

(3) 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定める。

3. 当社は、第82期（2022年12月期）の譲渡制限付株式報酬の導入に伴ない、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を廃止し、現在は新株予約権の新たな発行は行なっていません。

2. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制（内部統制体制）

取締役会において決定する「内部統制基本方針」に基づき、内部統制体制を整備しています。「内部統制基本方針」の内容は以下のとおりです。

当社は、当社グループが社会の一員として健全な社会倫理・価値観を共有し、法令・定款・社会規範を遵守して、ステークホルダーとの良好な関係を構築するとともに、人々の良質な暮らしの実現のために、暮らしの根幹分野で創造的な貢献を果たすことを経営の理念とする。

この経営の理念のもと、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを目的として、事業本部長・管理系本部長を構成メンバーとしたサステナビリティ委員会を設置し、適時適切に取締役会に報告を行なうことで、当社グループの内部統制体制を整備する。

1. グループ内部統制

(1) 当社および当社子会社の取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号、同5号）

1) 行動規範の制定

当社グループのコンプライアンスの規範として、当社グループ役職員が事業活動において法令・社会規範に則って行動し、企業人として良心にしたがい、社会へ貢献するために守るべき基本的な事項を定めた「日機装グループ グローバル行動規範」を制定する。

2) 法令・定款に適合することを確保するコンプライアンス体制

当社グループのコンプライアンスを推進するため、管理系本部にコンプライアンス担当役員（取締役または執行役員）、コンプライアンス担当部署、およびサステナビリティ委員会の傘下に位置付けるリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、そのコンプライアンスの状況について、当社取締役会、監査役会に適時適切に報告する体制を整備する。

3) 内部通報制度の整備

透明で公正なグループ経営を目指し、当社グループの従業員が、当社グループにおける法令違反等の事実を発見した場合に、内部通報体制として、コンプライアンス担当部署がその窓口となるほか、直接、匿名または実名で、社外の弁護士等の専門家に通報できる「内部通報制度」を国内外で整備する。

4) 内部統制室の設置

当社は、内部統制室を設置し、金融商品取引法および当社で定める規程等に基づき、当社のみならず、当社子会社をも対象とした財務報告の信頼性を確保する体制を整備、運用、評価し、その状況について適時適切に当社取締役会、監査役会に報告する。

5) 内部監査室の設置

当社は、内部監査を掌管する社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、当社のみならず、当社子会社をも対象とした内部監査の基本方針の作成、年間監査計画の策定、実施等を行なう。

6) 社外取締役および社外監査役による監督・監査

当社は、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない、当社の業務執行から独立した客観的かつ専門的な立場を有する社外取締役および社外監査役により、経営の意思決定・業務執行を監督・監査する体制を強化する。

7) 業務執行者への牽制と適正性の確保

当社は、取締役会規程、権限規程等において、取締役会の承認を得なければならない事項を定め、各業務執行者が独断で業務を決定・執行できない体制を維持する。さらに社長は、コンプライアンス体制に関する事項を含め、取締役会に対して、定期的に業務執行報告を実施する。また、海外子会社の会計処理にも専門性を発揮できる会計監査人を選任し、緊密な情報交換のもとに適正な会計処理ができる体制を維持する。

8) 反社会的勢力への対応

当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求は毅然とした態度で拒絶するとともに、反社会的勢力の排除に向けて組織的に取り組む。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号、同3号)

1) 情報セキュリティと情報管理

情報セキュリティについては、サステナビリティ委員会の傘下に情報システム委員会を設置し、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。また、以下、2)、3)にかかわる業務文書の管理・保存についての体制を整備する。

2) 法令等に定める業務文書の管理と保存

株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録（それぞれの電磁的記録を含む。）は、法令および社内関連規程に基づき、適切に作成し、保存する。

3) 社長決裁等権限規程に基づく業務文書の管理と保存

社長を最終決裁者とする社長決裁伺書は、権限規程および社長決裁細則に基づき、発議部署において、原本またはその電磁的記録により、決裁または報告の日から所定の期間保存する。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号、同5号)

1) リスクマネジメント

当社は、管理すべきリスクを、事業に関するリスクと業務に関するリスクに大別し管理する。事業ポートフォリオや国内外での事業運営にかかわるリスク、カントリーリスク、技術開発・知的財産、製品の品質・欠陥などに関連するリスク、等（以下、「事業リスク」）および、安全・環境・災害のリスク、為替変動・金利変動等金融経済に関するリスク、IT・情報セキュリティリスク、輸出貿易管理・独禁法等法令に関するリスク、等（以下、「業務リスク」）について、管理系本部の部長を委員長として、事業本部および管理系本部の専門部署を構成メンバーとしたリスク管理・コンプライアンス委員会をサステナビリティ委員会傘下に設置し、これを管理する。

2) 委員会によるリスクアセスメントとモニタリング

リスク管理・コンプライアンス委員会では、「事業リスク」、「業務リスク」それぞれのリスクの状況について、アセスメントとモニタリングを実施、サステナビリティ委員会を通じて、当社取締役会、監査役会に適時適切に報告するリスクマネジメント体制を整備する。

3) 危機管理体制の整備

当社は、不測の事態が発生した場合には、社長または担当執行役員を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部専門家の助力を得て、迅速な対応を行ない、損害の拡大を最小限にとどめる体制を維持する。また、開示を必要とする事項については、適時かつ正確に開示できる体制を維持する。緊急事態の発生時のために、全社緊急連絡網を維持する。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号、同5項)

1) 取締役会と経営の体制

当社は、法令に定める事項その他の重要な業務執行を審議するため、取締役会を原則として月1回、さらに必要に応じて随時開催する。機能的に経営に関する意思決定を行ない、これを執行するため、事業本部制を維持する。また、各本部に、その業務の執行について責任を負う本部長を任命する体制を維持する。

2) 業務計画

当社は、当社グループの中期経営計画に基づき、各本部で每期作成する業務計画において、それぞれの事業運営上の課題、目標、指標を明確にする体制を維持する。さらに、各本部での方針管理のもとに展開し、達成に向けて、業務計画を具体化する。当社子会社は、業務執行にあたって、所属本部の業務計画を反映した独自の業務計画を作成し、目標の達成度の管理を行なう。各業務計画は、四半期ごとに、社長および執行役員等によって構成される審議会議において、各本部との間で、進捗状況を検証する体制を維持する。

3) 重要事項の決定と経営会議

当社は、経営方針・経営戦略に係る重要事項の決定については、取締役会の審議を経ることに加えて、権限規程に基づき事前に社長、執行役員および本部長等によって構成される経営会議における審議を経る体制を維持する。

4) 権限委譲による効率化の推進

当社は、社長を最終決裁者とする事項と本部長に権限委譲する事項、当社が決裁すべき事項と当社子会社に権限委譲する事項を明確に区分し、統制のとれた効率的で迅速な意思決定と業務執行を確保する。本部長・当社子会社社長は、当社社長から権限委譲された事項の執行について、意思決定と業務執行の効率性と迅速性を加速させる。

5) 経営情報の正確性と迅速性

財務上の主要情報は、ITを活用したシステムにより迅速にデータ化し、当社の社長、執行役員および本部長が現状を把握することができる体制を維持し、さらに強化する。

(5) その他の当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

1) 子会社経営管理の規程の整備

当社の取締役会規程および権限規程により、子会社の経営に関して当社の決裁・報告を要する事項およびその決裁者・報告先を明確にする。

2) 子会社に対する監査体制の整備

当社子会社の業務に対しても、当社の監査役、内部監査室および会計監査人による監査を計画的に実施する。

2. 監査役監査を支える体制

(会社法施行規則第100条第3項)

当社は監査役会設置会社として、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役監査を支える体制を整備する。

(1) 監査役職務を補助すべき従業員に関する事項

- 1) 当社は、監査役求めに応じて、監査役職務を補助するため、監査役室を設置する。
- 2) 監査役室に所属する監査役職務を補助する従業員（以下、「監査役職務補助従業員」）は、監査役が指示した業務については監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- 3) 監査役職務補助従業員の人事異動・人事評価等については、監査役の同意を要する。
- 4) 監査役職務補助従業員は、監査役の監査の実効性を確保する観点から、当社グループの事業、財務、会計、コンプライアンス等に関する一定程度の知見を有する者とする。

(2) 監査役への報告に関する体制

- 1) 当社の本部長、当社子会社社長が当社社長あてに定期的に行なう業務報告（業務の執行状況、リスク管理、コンプライアンスに関する事項を含む。）は、常勤監査役に対しても常時配信する体制を維持する。また、監査役がいつでも必要に応じて当社の取締役および従業員に対して報告を求められることができる体制を維持する。
- 2) 監査役と当社子会社の監査役等が出席する「監査役連絡会」において、当社子会社の事業、コンプライアンスの状況等を当社監査役に定期的に報告する体制を維持する。
- 3) 監査役が、会計監査人、内部監査室と適宜協議を行ない、当社子会社の監査情報の共有を促進する体制を維持する。
- 4) 監査役へ報告を行なった当社グループの役員および従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止するとともに、これを当社グループに周知徹底する。

(3) 監査役職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

(4) その他監査役監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役が、実効的に監査機能を果たすのに十分な経営情報を入手できるよう、主要な会議（経営会議等）を含む任意の会議に出席できる体制を維持する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) グループ内部統制

① 取締役の職務執行体制

- ・取締役会を19回（書面決議2回を含む）、経営会議を21回、業務計画審議会を4回開催しました。取締役会はコンプライアンス、財務報告の適正性の確保およびリスクマネジメント等のための体制構築と運用について、その状況を監督し、体制の維持・向上に努めています。
- ・業務執行取締役は、取締役会に対して、四半期ごとの職務執行報告を実施しました。職務執行報告は、当社グループの事業、組織、人事、資金、内部統制、内部監査の状況など当社グループの業務執行全般の状況を広く報告するものです。
- ・サステナビリティ委員会を開催し、内部統制の計画・進捗状況およびリスク管理・コンプライアンス、情報システムに関する審議・確認を行ない、その活動状況を取締役に報告しました。当期は、急成長する米国グループ会社の内部統制システムの導入範囲の拡大に引き続き取り組みました。また、サイバーセキュリティ対策の推進とともに、ITを取り巻く環境変化を踏まえて情報システムに関する規程類を改定し、ITガバナンスの強化にも取り組みました。
- ・内部統制部門は、期末に当社グループの内部統制の整備・運用状況の評価・確認を行ない、内部統制が有効であることを確認しました。
- ・内部監査部門は、年間監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施し、内部監査による指摘事項については是正対応が行なわれていることを取締役会および監査役会に報告しました。

② コンプライアンス体制

- ・「日機装グループ グローバル行動規範」を定め、当社ウェブサイトおよび社内イントラネットへの掲載、すべてのグループ会社への現地語訳の提供、従業員からの誓約書の取得（eラーニングも活用）などの方法により、その内容の効果的な周知に努めています。また社内イントラネットに「ハラスメント防止規程」「内部通報者保護規程」も掲載し、周知を行なっています。
- ・内部通報制度に基づき、内部通報システム「日機装Ethics Point」を設置し、グループ内への展開を進めるとともに、導入に際して各社で必要な周知を行なっています。
- ・国内従業員および海外子会社従業員を対象に、コンプライアンス教育も継続的に実施しています。当期は、国内および海外のグループ会社従業員を対象に、「日機装グル

ープグローバル行動規範」やデータプライバシーについてのeラーニングを実施しました。

- ・警察当局、地域企業と連携し、積極的に反社会的勢力に関する情報収集を行なっています。また、取引にあたっては、原則として反社会的勢力排除条項を備えた契約書を使用しているほか、反社会的勢力からの接触があった場合に備え、社内規程に基づく組織的な対応を行なうことができる体制を維持しています。

③ リスク管理体制

- ・リスク管理およびコンプライアンスの徹底を図るため、サステナビリティ委員会の傘下組織としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理およびコンプライアンス対策を強化しています。
- ・リスク管理・コンプライアンス委員会を2回開催しました。リスク管理・コンプライアンス委員会は、リスク管理全般についてリスク管理プログラムの推進および啓蒙活動を実施しています。取り組むべきリスクとその対策についての審議を行ない、その結果をサステナビリティ委員会に報告しています。また、リスク管理活動を推進する各部署は、半期ごとにリスク対策活動の経過と成果をリスク管理・コンプライアンス委員会へ報告し、リスク管理活動の継続的改善につなげています。
- ・2016年以来、税源浸食と利益移転（BEPS）のための行動計画の要請に適切に対応するための活動を継続しています。
- ・従業員の働く環境を一層改善するため、時間外労働の適正化と生産現場における労働安全衛生の維持・向上に継続的に取り組んでいます。
- ・子会社を含めた税金費用の適正性の確認、税務申告の妥当性の確認、資金効率化の推進など当社グループの税務管理体制の確立に取り組んでいます。
- ・「災害対策規程」に基づき、各事業本部、事業所、研究所および製作所において、防災対策マニュアルおよび水災害防災対策マニュアルを制定・更新し、従業員の安全と会社の被害の最小化（被害規模の最小化、早期の回復等）に備えています。また、災害発生時などに、役職員の安否確認および指示伝達を迅速に行なうため、携帯電話等を活用した安否確認システムを整備・運用しており、当該安否確認システムを用いて、災害時を想定した安否確認訓練を毎年実施しています（当期は2025年5月と11月に実施）。

(2) 監査役監査を支える体制

① 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項

- ・ 監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、常勤監査役の同意を得た従業員を専任の監査役職務補助従業員に任命しています。

② 監査役への報告体制

- ・ 本部長、子会社社長が当社社長あてに定期的に行なう業務報告は、常勤監査役にも配信されています。
- ・ 監査役は、取締役会、経営会議等に参加し、業務執行状況を把握しています。
- ・ 監査役連絡会を3回開催し、子会社の事業、コンプライアンスの状況等を子会社の監査役等が監査役に報告し、協議を行ないました。
- ・ 監査役と会計監査人との間で、定期および随時に報告・協議を行なっています。
- ・ 内部監査室は、3か月ごとに監査役会で報告を行なっているほか、原則として月に1回、監査役への報告・連絡および監査役との協議を行なっています。

会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の向上と株主共同の利益を確保するため、株式市場における自由かつ公正な取引を通じて構成される株主の意思に基づき決定されるべきと考えています。

2. 当社の取り組みの具体的な内容の概要

(1) 中期経営計画の推進

当社は、2035年を見据えた長期ビジョン「Healthier Worldの実現に向け挑戦しつづける日機装」を掲げ、2026年から2028年までを対象期間とする中期経営計画「NIKKISO 2028 - Toward a Healthier World」を推進します。具体的な取り組みについては、事業報告（「1. 日機装グループ（企業集団）の現況に関する事項」の「(2) 対処すべき主要な課題」）に記載しています。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しています。

当社は、監査役会設置会社として、当社グループ全体に係る重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する取締役会と、取締役会から独立し、取締役の職務の執行を監査する監査役・監査役会によるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実とその実効性を高めることに努めています。

また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を採用するとともに、経営および業務執行に関する重要事項ならびにその執行方針等を審議する機関として、社長執行役員をはじめとする執行役員等を主要な構成員とする経営会議を設置し、迅速かつ適切な意思決定を図っています。

[取締役会]

当社の取締役会は、優れた人格・見識・能力・豊富な経験を有していることを前提に、当社グループの事業遂行に関わる基本的な価値観を当社グループと共有し、当社グループの経営理念に共感できる者で構成することを基本として、さらに取締役会の機能の実効性を確保する観点から、性別・国籍・年齢・職歴等を問わず多様性に配慮した構成とします。

取締役会は、経営上の重要事項について意思決定を行なうとともに、業務執行およびサステナビリティの監督のほか、当社グループの事業活動が適切な統制のもとで行なわれるようにするため、コンプライアンス・リスクマネジメントの強化および財務報告の適正性

を確保するための体制構築と運用について、内部監査部門を活用し、その状況を監督しています。

また、当社は、取締役会およびコーポレート・ガバナンスの実効性の維持・向上を目的として、すべての取締役および監査役を対象に、取締役会および取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の実効性評価を毎年実施しています。取締役会は、その結果について検証・議論し、抽出された課題の改善に取り組んでいます。

取締役会の運営面では、持続的な企業価値の向上に資する活発な議論が行なわれているほか、独立社外役員から取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するための有益な助言を得ています。

[監査役会]

監査役会は、取締役や執行役員等からの業務の執行状況の聴取等をはじめ、社外取締役、会計監査人および内部監査部門と緊密に連携し、取締役会あるいは経営陣に対して適切に意見を述べるなど、取締役の職務執行の監査を行なっています。

(3) ダイバーシティ&インクルージョンの推進

当社グループは、グループ内の異なる経験、技能、属性を反映した多様な視点や価値観の存在が会社の持続的な成長を達成する強みになるとの認識のもと、女性の活躍促進や性別・国籍・年齢・職歴等を問わず、実績や能力等に基づく中核人材の登用をはじめ、多様な人材が適材適所で活躍できる環境の構築に取り組んでいます。

①人材育成

当社グループは、従業員一人ひとりの「自律的なチャレンジと成長を通じた自らのキャリア目標の実現」に期待しています。社会課題の解決に貢献する人材の育成を目指し、職場でのOJTを通じた成長に加え、能力、スキルや専門性の向上を目的にした研修を役割・職種等に応じて展開しています。具体的には、中核人材を育成するための階層別や職種別の研修および将来の幹部候補の育成を目指した「次世代リーダー育成プログラム」等の選抜型研修を実施しています。また、若手従業員の海外派遣等を通じて、グローバルな視野を持った人材の育成を図っています。

②健全な職場環境

当社グループは、人権を尊重し、求人・雇用・昇進等において、人種・国籍・宗教・信条・性別・性的指向・年齢・障がい等による不当な差別をしません。さまざまなバックグラウンドを持った従業員がその能力を発揮し、いきいきと活躍できるような職場環境を目指し、女性従業員や障がいのある従業員の活躍や、ワークライフバランスに配慮した各種支援制度の整備（出産・育児・介護に関する支援制度、フレックスタイム制・在宅勤務の

導入等) および長時間労働の削減対策や有給休暇取得の促進等の取り組みを進めています。

(4) 当社の企業価値と株主共同の利益が損なわれるおそれのある行為に対する取り組み

短期的な利益や一部の株主の利益を優先する動きが生じる場合など、当社の企業価値と株主共同の利益が損なわれるおそれのある行為に対しては、当社は企業価値および株主共同の利益の維持・向上の観点から、金融商品取引法等の関係する法令に従い、当社株式の大量取得行為等については是非を株主が適切に判断するために必要かつ十分な情報の開示を求めるとともに、その検討のために必要な時間の確保に努めます。

また、仮に、当社取締役会が大量取得者等による当社株式の大量取得行為等が当社の企業価値・株主共同の利益に反すると判断する場合には、これを防ぐべく、関係法令によって許容される合理的な対抗措置を講じます。

なお、大量取得者等に対する対抗措置に係る当社取締役会の判断が恣意的になることを防止するため、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない、独立社外取締役を2名以上選任します。

3. 当社の取り組みに対する取締役会の判断とその理由

当社取締役会は、前記2. の取り組みについて、合理的かつ妥当な内容であって、前記1. の基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

<連結計算書類>

連結持分変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | |
|-------------|----------------|-------|--------|----------------------|------------|--------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 自己株式 | その他の資本の構成要素 | | |
| | | | | その他の包括利益を通じて測定する金融資産 | 確定給付制度の再測定 | 在外営業活動体の換算差額 |
| 当 期 首 残 高 | 6,544 | 6,016 | △2,692 | 6,846 | — | 27,350 |
| 当 期 利 益 | | | | | | |
| その他の包括利益 | | | | 7,136 | △54 | 627 |
| 当期包括利益合計 | — | — | — | 7,136 | △54 | 627 |
| 自己株式の取得 | | | △1,546 | | | |
| 自己株式の処分 | | 8 | | | | |
| 配 当 金 | | | | | | |
| 株式に基づく報酬取引 | | 16 | 14 | | | |
| 利益剰余金への振替 | | | | △346 | 54 | |
| 所有者との取引額等合計 | — | 24 | △1,531 | △346 | 54 | — |
| 当 期 末 残 高 | 6,544 | 6,041 | △4,224 | 13,636 | — | 27,977 |

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | 非支配持分 | 資本合計 |
|-------------|-----------------|--------|---------|---------|-------|---------|
| | その他の資本の構成要素 | | 利益剰余金 | 合計 | | |
| | キャッシュ・フロー・ヘッジ損益 | 合計 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 92 | 34,289 | 95,912 | 140,070 | 1,935 | 142,005 |
| 当 期 利 益 | | | 13,652 | 13,652 | 155 | 13,808 |
| その他の包括利益 | 437 | 8,147 | | 8,147 | 88 | 8,235 |
| 当期包括利益合計 | 437 | 8,147 | 13,652 | 21,799 | 244 | 22,043 |
| 自己株式の取得 | | | | △1,546 | | △1,546 |
| 自己株式の処分 | | | | 8 | | 8 |
| 配 当 金 | | | △2,186 | △2,186 | △127 | △2,314 |
| 株式に基づく報酬取引 | | | | 31 | | 31 |
| 利益剰余金への振替 | | △291 | 291 | — | | — |
| 所有者との取引額等合計 | — | △291 | △1,894 | △3,693 | △127 | △3,820 |
| 当 期 末 残 高 | 530 | 42,144 | 107,670 | 158,176 | 2,052 | 160,228 |

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下、「当社グループ」）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS会計基準」）に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数 43社

主要な連結子会社の名称

日機装エイコー株式会社

上海日機装貿易有限公司

M.E.Nikkiso Co., Ltd.

Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd.

Nikkiso Medical America, Inc.

宮崎日機装株式会社

Nikkiso Medical Europe GmbH

上海日機装ノンシールポンプ有限公司

Nikkiso America, Inc.

Nikkiso Vietnam, Inc.

Cryogenic Industries, Inc.

M. E. Nikkiso Vietnam Co., Ltd.

当連結会計年度における減少内容は次のとおりです。

当連結会計年度において、会社清算により子会社2社、株式譲渡によりCRRT事業を運営していた子会社6社を連結の範囲から除外しています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数および会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 4社

主要な会社等の名称

関連会社

日機装サーモ株式会社

Nikkiso Medical (Thailand) Co. Ltd.

威高日機装（威海）透析機器有限公司

福機装股份有限公司

当連結会計年度における増減はありません。

4. 連結子会社等の事業年度等に関する事項

連結子会社および持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準および評価方法

① 当初認識および測定

当社グループは、デリバティブ以外の金融資産を償却原価で測定する金融資産、公正価値で測定する金融資産に分類しており、当初認識時において分類を決定しています。償却原価で測定する金融資産については発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産については取引日に当初認識しています。

当初認識時に以下の条件をみたすものは、償却原価で測定する金融資産に分類し、公正価値に取得に直接起因する取引コストを加えた額で当初測定しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている場合
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる場合

上記の償却原価で測定する金融資産に分類される場合を除き、金融資産はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品または純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。その他の包括利益を通じて測定する資本性金融商品については公正価値で測定し、その変動額をその他の包括利益を通じて認識する取消不能の指定を行なっています。資本性金融商品を除く金融資産で、償却原価で測定する区分の要件をみたさないものは公正価値で測定し、その変動額は純損益を通じて認識しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、公正価値に取得に直接起因する取引コストを加えた額で当初測定しており、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、取引コストは発生時に純損益で認識しています。

② 事後測定

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法を用いて測定しています。実効金利法による償却および認識を中止した場合の利得および損失は純損益で認識しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の処分または公正価値変動から生じる利得もしくは損失はその他の包括利益に認識しており、認識を中止した場合には、その他の資本の構成要素に含まれる公正価値の純変動の累積額を利益剰余金に直接振り替えています。なお、資本性金融商品に係る配当金は、受領する権利が確定した時点で純損益で認識しています。

純損益を通じて公正価値で測定すると指定したものの処分または公正価値変動から生じる利得もしくは損失は純損益で認識しています。

③ 償却原価で測定する金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して減損損失を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しています。金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る減損損失を12ヵ月の予想信用損失と同額で測定しています。一方、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合および金融商品の全部または一部について回収ができず、または回収が極めて困難であり信用減損したものについては、当該金融商品に係る減損損失を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。ただし、営業債権等については常に減損損失を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積ります。

- ・金融資産の外部信用格付の著しい変化
- ・内部信用格付の格下げ
- ・借手の経営成績の悪化
- ・期日経過の情報

償却原価で測定される金融資産のうち、営業債権については、類似する債権ごとに過去における予想信用損失の実績率等を勘案して将来の予想信用損失を見積っています。

当該金融資産に係る減損損失は純損益で認識しており、計上した減損損失累計額が減少する事象が発生した場合は、当該減少額を純損益として戻し入れています。

④ 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または当該金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてが移転した時に当該金融資産の認識を中止しています。

⑤ ヘッジ会計およびデリバティブ

当社グループは金利および為替の変動リスクをヘッジするために、金利スワップ、為替予約等のデリバティブを利用しています。これらのデリバティブは、契約締結時点の公正価値で当初測定し、その後も各報告期間末の公正価値で再測定しています。

当社グループには、ヘッジ目的で保有しているデリバティブのうち、ヘッジ会計の要件をみたしていないものがあります。これらのデリバティブの公正価値の変動はすべて即時に純損益で認識しています。

当社グループは、ヘッジ会計の手法としてキャッシュ・フロー・ヘッジのみを採用しています。ヘッジ手段に係る利得または損失のうち、有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は即時に純損益で認識しています。その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えています。

ヘッジ会計を適用していたものがヘッジ会計の要件をみたさない場合、ヘッジ手段が失効、売却、終了または行使された場合、あるいはヘッジ指定が取り消された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しています。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。棚卸資産は購入原価、加工費および棚卸資産が現在の場所および状態に至るまでに発生したその他のすべてのコストを含んでおり、取得原価には資産計上すべき借入費用が含まれています。

棚卸資産の取得原価の算定にあたっては、移動平均法による原価法によっていますが、インダストリアル事業本部の製品および仕掛品については個別法による原価法によっています。

正味実現可能価額は通常の事業過程における見積売価から、完成に要する見積原価および販売に要する見積費用を控除して算定しています。

(3) 有形固定資産、のれん及び無形資産の評価基準、評価方法並びに減価償却または償却の方法

① 有形固定資産

当社グループは有形固定資産の測定に原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しています。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体、除去に係る原状回復費用および資産計上すべき借入費用が含まれており、有形固定資産でそれぞれ異なる複数の重要な構成要素を識別できる場合は、別個の有形固定資産として会計処理しています。

有形固定資産は処分時点、もしくは使用または処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しています。有形固定資産の認識の中止から生じる利得または損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益で認識しています。

土地および建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり主として定額法で計上しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 3～50年
- ・機械装置及び運搬具 4～8年

なお、見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は各年度末に見直しを行ない、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用されます。

② のれん及び無形資産

ア. のれん

のれんの償却は行なわず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しています。

のれんの減損損失は純損益で認識し、その後の期間に戻入れは行ないません。また、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

資金生成単位を処分する場合、配分されたのれんの金額は処分損益額の算定に含めています。

イ. 無形資産

耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しています。

償却は見積耐用年数に従い定額法に基づいており主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・顧客関連資産 7～10年
- ・技術資産 7～17年
- ・開発費 20年
- ・ソフトウェア 5年

見積耐用年数、残存価額および償却方法は各年度末に見直しを行ない、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用されます。

耐用年数を確定できない個別に取得した無形資産は、償却を行わず減損テストの上、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しています。減損テストは毎期または減損の兆候が存在する場合はその都度、個別にまたは各資金生成単位で実施しています。

ウ. 自己創設無形資産

研究活動の支出は発生した年度に純損益で認識しています。

開発過程（または内部プロジェクトの開発段階）で発生した費用は、以下のすべてを立証できる場合に限り資産計上しています。

- ・使用または売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却するという企業の意図
- ・無形資産を使用または売却する能力
- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用または売却するために必要となる、適切な技術上、財務上およびその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中に無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

自己創設無形資産の当初認識は無形資産が上記の認識条件のすべてを初めてみた日から開発完了までに発生した費用の合計です。自己創設無形資産が認識されない場合は開発コストは発生した年度に純損益で認識しています。当初認識後、自己創設無形資産は取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。

③ リース

リース負債はリースの開始日から認識し、支払われていないリース料をリースの計算利率または当社グループの追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しています。開始日後はリース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額し、リースの条件変更等に伴って必要に応じて再測定しています。リース期間はリースの解約不能期間にリース期間を延長するオプションおよび解約するオプションを考慮し決定しています。

使用権資産は、リースの開始日からリース負債の当初測定額に、当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で測定しています。開始日後においては、減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しています。使用権資産はリースの開始日から使用権資産の耐用年数またはリース期間の終了時のいずれか短い期間にわたり定額法にて償却しています。

短期リースおよび原資産が少額であるリースについては、認識の免除を適用し、使用権資産およびリース負債を認識せず、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

④ 非金融資産の減損

当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。なお、のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いています。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成

単位に統合しています。のれんの減損テストを行なう際には、のれんが配分される資金生成単位ののれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。当社グループの全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っています。減損損失は資産または資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益で認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。のれんに関連する減損損失は戻入できませんが、その他の資産について過去に認識した減損損失は、毎期末日において減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は減損損失を戻入れます。減損損失は減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費および償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れます。

(4) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループでは確定給付制度と確定拠出制度を採用しています。

当社および一部の子会社で確定給付型の退職年金および退職一時金制度を設けています。

退職給付制度に係る負債は確定給付制度債務の現在価値から、当該債務の決済に用いられる制度資産の公正価値を控除して算定しています。

確定給付制度債務は制度ごとに区別して従業員が過年度および当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割り引くことによって算定しています。この計算は毎年、年金数理人によって予測単位積増方式を用いて行なっています。なお、割引率は当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ満期日を有するもので、期末日において優良社債の利回りを利用しています。なお、過去勤務費用は発生時に純損益で認識しています。

勤務費用および確定給付負債の純額に係る利息純額は発生した期に純損益で認識しています。

確定給付負債の純額の再測定についてはその他の包括利益で認識し、発生時にその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

当社および一部の子会社では確定拠出制度を設けており、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しています。

② その他長期従業員給付

その他の長期従業員給付制度については、当社グループが一定の要件をみたすことにより支払うべき現在の推定的債務を負っており、かつ、その金額が信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて見積られる将来給付額を現在価値に割り引くことによって算定しています。割引率は当社の債務と概ね同じ満期日を有するもので、期末日において優良社債の利回りを利用しています。

③ 短期従業員給付

短期従業員給付については割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しています。

賞与については当社グループが従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的または推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

(5) 収益の計上基準

当社グループは以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で売上収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに応じて）売上収益を認識する。

当社グループの製品は顧客に納品することを約束した製品等について、契約条件に照らし合わせて顧客が当該製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が契約の履行義務の充足時期であり、顧客への製品の到着時、検収時や貿易上の諸条件等に基づき売上収益を認識しています。また、これらの製品に関連する保守・運用などの役務を顧客に対して提供する場合がありますが、当該役務に関する履行義務については、基本的に時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて売上収益を計上しています。なお、一部のインフラやシステム等は顧客独自の仕様指定により個別受注生産を行なっています。これらの製品の履行義務は製造の進捗に伴って充足されるものであり、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は見積総コストに対して実際に発生したコストの割合に応じて売上収益を計上し、履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生したコストの範囲でのみ売上収益を計上しています。

(6) 重要な引当金の計上基準

引当金は過去の事象の結果として現在の法的債務または推定的債務が存在し、当社グループが当該債務の決済をするために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務額が信頼性をもって見積ることができる場合に認識しています。貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値と当該負債に固有のリスクについての現在の市場の評価を反映した税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しています。時の経過に伴う割引額は金融費用として認識しています。

(7) 外貨換算の基準

当社グループの各社の財務諸表は、その企業が営業活動を行なう主たる経済環境の通貨（機能通貨）で作成され、各社の機能通貨以外の通貨（外貨）での取引の換算については、取引日またはそれに近似する為替レートが使用されます。

外貨建ての貨幣項目は決算日の為替レートで換算され、外貨建非貨幣項目は取得原価で測定されているものは取引日の為替レート、公正価値で測定されているものは公正価値が決定された日の為替レートで換算されます。換算または決済により生じる換算差額は純損益で認識しています。

連結財務諸表は、親会社の機能通貨であり、連結財務諸表の表示通貨である日本円で表示されます。連結財務諸表を表示するために在外営業活動体の資産および負債は、決算日の為替レート、収益および費用については著しい変動の無い限り期中平均レートを使用して日本円に換算しています。換算差額が生じた場合はその他の包括利益で認識され、累積額は資本のその他の資本の構成要素に分類されます。

在外営業活動体について支配の喪失および重要な影響力の喪失をした場合には、当該在外営業活動体に関連する累積為替換算差額は処分した会計期間に純損益で認識しています。在外営業活動体の取得により生じたのれんおよび公正価値修正は、報告期間末時点で当該活動体の資産および負債として換算替を行ない、換算差額はその他の資本の構成要素に分類しています。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 法人所得税の会計処理

法人所得税費用は当期法人所得税費用および繰延法人所得税費用の合計として表示しています。これらは企業結合に関連するものおよび直接資本の部またはその他の包括利益に認識する項目から生じる税金を除き、純損益で認識しています。

当期法人所得税費用は税務当局に対する納付または税務当局から還付が予想される金額で算定しています。税額は決算日までに制定または実質的に制定された税率および税法により算定しています。

繰延法人所得税費用は決算日における資産および負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に対して計上しています。繰延税金資産は将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除および税務上の繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は原則として将来加算一時差異について認識しています。なお、以下の一時差異に対しては繰延税金資産および負債を計上していません。

・のれんの当初認識から生じる場合

・企業結合でない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識から生じる場合

・子会社、関連会社に対する投資および共同支配企業に対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が低い場合、または当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合

・子会社、関連会社に対する投資および共同支配企業に対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消の時点をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産および負債は決算日までに制定または実質的に制定されている税率に基づいて、当該資産が実現される、または負債が決済される年度の税率を見積り算定しています。

繰延税金資産は各報告期間末に見直され、繰延税金資産の全額または一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分について減額しています。未認識の繰延税金資産は各報告期間末に再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

当社グループは法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法上の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産または負債として認識しています。

繰延税金資産および負債は当期税金資産および当期税金負債を相殺する法律上の強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しています。

当社グループは、グローバル・ミニマム課税制度の導入に伴ない各国で制定または実質的に制定された税制により生じる法人所得税に関連する繰延税金資産および負債については認識しないという一時的な例外規定を適用しています。

② 端数処理

連結計算書類の作成にあたり、金額、株数は単位未満を切り捨てて表示しています。

II. 重要な会計上の判断、見積及び仮定

1. 非金融資産の減損に関する事項

(1) のれん

のれんが配分されている資金生成単位については毎期、さらに減損の兆候がある場合には都度、減損テストを行なっています。

連結財政状態計算書に計上されている重要なのれんは、主として工業部門セグメントのポンプ・システム事業に配分されているのれんであり、当連結会計年度末は26,215百万円です。

のれんが配分された資金生成単位の回収可能価額は使用価値に基づき算定されています。使用価値は経営者により承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額を、加重平均資本コストをもとに算定した割引率で、現在価値に割り引いて算定しています。

事業計画は、経営者によって承認された最長で5年間の予測を基礎として算定しており、事業計画後のキャッシュ・フローの予測は、資金生成単位が属する市場の長期平均成長率をもとに推定しています。推定に使用した長期平均成長率は、当連結会計年度は5.8%です。

割引率は過去の加重平均資本コストを基礎として、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価および当該資産に固有のリスク等を反映して算定しています。

なお、将来キャッシュ・フローの金額、成長率および割引率の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって、影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額および実績率が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

当連結会計年度において工業部門セグメントの航空宇宙事業に属するNikkiso Vietnam, Inc. (以下、NVI) は航空機業界の低迷を原因として継続的に営業損失を計上していることから、同社の固定資産(7,531百万円)に減損の兆候が認められたため、減損テストを実施、減損損失の認識は不要と判断しています。

NVIの固定資産の回収可能価額は使用価値に基づき算定されています。使用価値は経営者により承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額を、加重平均資本コストをもとに算定した割引率で、現在価値に割り引いて算定しています。

事業計画は、経営者によって承認された最長で5年間の予測を基礎として算定しており、事業計画後のキャッシュ・フローの予測は、資金生成単位が属する市場の長期平均成長率をもとに推定しています。推定に使用した長期平均成長率は、当連結会計年度は3.6%です。

割引率は過去の加重平均資本コストを基礎として、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価および当該資産に固有のリスク等を反映して算定しています。

なお、将来キャッシュ・フローの金額、成長率および割引率の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額および実績率が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

| | |
|--------------|---------|
| 営業債権及びその他の債権 | 336 百万円 |
| 長期金融資産 | 290 百万円 |
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項はありません。
3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 65,662百万円

Ⅳ. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

| | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 69,175,664株 |
|------|-------------|
2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

| | |
|------|------------|
| 普通株式 | 3,909,907株 |
|------|------------|

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2025年2月14日 取締役会 | 普通株式 | 993 | 15.00 | 2024年12月31日 | 2025年3月12日 |
| 2025年8月14日 取締役会 | 普通株式 | 1,192 | 18.00 | 2025年6月30日 | 2025年9月12日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|-------|
| 2026年2月13日 取締役会 | 普通株式 | 1,435 | 22.00 | 2025年12月31日 | 2026年3月12日 | 利益剰余金 |

4. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

| | |
|------|---------|
| 普通株式 | 84,000株 |
|------|---------|

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、財務健全性、資本効率および株主還元の最適なバランスを追求しつつ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくことを基本的な資本政策としており、当社グループを支援する株主に対する継続的、安定的な利益還元は当社の資本政策の重要な柱であるとの基本的認識のもと、より長期的な視野に立って持続的な発展を遂げるため、既存事業の成長を促すとともに、新規事業の育成、生産性の向上、推進に向け、内部留保を適正に再投資に振り向けています。なお、当社グループは当連結会計年度末現在、外部から資本規制を受けていません。

当社グループは、営業活動を行なう過程において財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づくリスク管理を行なっています。資金運用の方針については、経営者の承認を受け、また、期中の取引およびリスク管理については、主に社内管理規程に基づいて実施しています。なお、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行なわない方針です。

(1) 信用リスク管理

当社グループは営業債権である受取手形および売掛金について顧客の信用リスクに晒されています。また、政策的な目的のために保有している株式等は、発行体の信用リスクに晒されています。さらに市場リスクを軽減する目的で行なうデリバティブ取引については、取引相手先である金融機関の信用リスクに晒されています。

当社グループは与信管理の方針に基づき、営業債権については取引先ごとの期日管理および残高管理を行っており、特に信用リスクの懸念される取引先については、その状況を定期的にモニタリングすることで財務状況の悪化等による回収懸念を早期に把握し、個別に保全策を検討・実施しています。また、経済状況動向や債務者を取り巻く市場動向等をモニタリングし、将来における信用リスク動向について検討しています。なお、当社グループは、単独の相手先またはその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、取引相手先に高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんど認識していません。

なお、これら金融商品については、全部または一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしています。

(2) 流動性リスク管理

当社グループの営業債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、また、借入金により資金を調達していますが、資金調達環境の悪化等により支払期日にその支払いを実施できなくなる流動性リスクに晒されています。当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新すること等により、流動性リスクを管理しています。

(3) 為替リスク管理

当社グループは、グローバルに事業を展開していることから外貨建の取引を行っており、損益およびキャッシュ・フロー等が為替変動の影響を受けるリスクに晒されています。

当社グループは、為替変動のリスクを回避するために、外貨建の営業債権債務をネットしたポジションについて主として為替予約を利用しています。当社グループは取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引管理規則に基づいてリスク管理を実施しており、取引状況を経営者に報告しています。

連結子会社についても、当該デリバティブ取引管理規則に準じた管理を行なっています。

(4) 金利リスク管理

当社グループは、主に長期借入金に関連する金利変動リスクに晒されており、この変動の影響を最小化するため、主に金利スワップ契約を締結してキャッシュ・フローの変動を管理しています。金利スワップ契約は受取変動・支払固定の契約であり、借入金の変動金利支払分を受取り、固定金利を支払うことによって、変動金利の長期性負債を固定金利の長期性負債としています。

当社グループは、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引管理規則に基づいてリスク管理を実施しており、取引状況を経営者に報告しています。連結子会社についても、当該デリバティブ取引管理規則に準じた管理を行なっています。

(5) 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価変動リスクに晒されています。

当社グループは、取引先等との安定的、長期的な取引関係の構築、業務提携、取引関係強化等、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から取引先等の株式を保有しており、毎期、中長期的な経済合理性や、取引先等との関係の維持、強化の観点からその保有効果等について検証しています。

なお、短期トレーディング目的で保有する資本性金融商品はなく、これらの資本性金融商品を活発に売却することは致しません。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

特定の資産・負債は、公正価値によって計上することが求められています。当該資産・負債の公正価値は市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出手順に基づき決定されています。公正価値の測定に使用されるインプットは、以下の3つのレベルがあります。

① レベル1

測定日現在で当社グループがアクセスできる活発な市場（十分な売買頻度と取引量が継続的に確保されている市場）における同一資産または負債の市場価格を、調整を入れずにそのまま使用しています。

② レベル2

活発な市場における類似の資産または負債の公表価格、活発でない市場における同一の資産または負債の公表価格、資産または負債の観察可能な公表価格以外のインプットおよび相関その他の手法により、観察可能な市場データによって主に算出または裏付けられたインプットを含んでいます。

③ レベル3

限られた市場のデータしか存在しないために、市場参加者が資産または負債の価格を決定する上で使用している前提条件についての当社グループの判断を反映した観察不能なインプットを使用しています。当社グループは当社グループ自身のデータを含め、入手可能な最良の情報に基づきインプットを算定しています。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、期末日で発生したものとして認識しています。

金融商品の帳簿価額および公正価値は以下のとおりです。

(1) 償却原価で測定する金融商品の公正価値

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりです。公正価値が帳簿価額と近似している金融資産および金融負債については、注記を省略しています。また、契約期間が1年超の長期借入金の公正価値は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、公正価値の測定レベルはレベル2です。

(単位：百万円)

| | 連結財政状態 計算書計上額 | 公正価値 | 差 額 |
|-------|------------------|--------|--------|
| 金融負債 | | | |
| 長期借入金 | 81,822 | 80,503 | △1,319 |

(2) 経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりです。なお、非経常的に公正価値で測定している重要な金融商品はありません。

デリバティブは主に為替予約および金利スワップに係る取引であり、公正価値は、取引先金融機関等から提示された観察可能な市場データに基づき算定しています。

上場株式については取引所の価格によっています。

非上場株式、その他の公正価値測定は、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定しています。非上場株式の公正価値測定にあたっては、割引率、評価倍率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウント、非支配持分ディスカウントを加味しています。当社グループでは、レベル3の金融商品に係る公正価値の測定を関連する社内規程に従い実施しており、対象となる金融商品の性質、特徴およびリスクを最も適切に反映できる評価技法およびインプットを用いており、測定結果については上位役職者のレビューを受けています。レベル3に分類される資本性金融商品の公正価値算定に用いた観察可能でないインプットのうち主なものは、類似会社比較法における株価純資産倍率です。公正価値は株価純資産倍率の上昇（低下）により増加（減少）します。なお、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

(単位：百万円)

| | 公正価値 | | | |
|------------|--------|------|-------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 計 |
| その他の短期金融資産 | | | | |
| (1) デリバティブ | - | 59 | - | 59 |
| 長期金融資産 | | | | |
| (1) 投資有価証券 | 30,983 | - | 1,303 | 32,286 |
| (2) デリバティブ | - | 763 | - | 763 |
| (3) その他 | - | 44 | 1,298 | 1,343 |
| 資産 計 | 30,983 | 867 | 2,602 | 34,453 |
| その他の長期金融負債 | | | | |
| (1) デリバティブ | - | 31 | - | 31 |
| 負債 計 | - | 31 | - | 31 |

レベル3に分類される金融商品の期首から期末の変動は以下のとおりです。
(単位：百万円)

| | |
|----------------------|--------|
| 期首 | 3,853 |
| その他の包括利益で認識された利得及び損失 | △353 |
| 購入 | 1,644 |
| レベル3へ(からの)振替 | △2,542 |
| 期末 | 2,602 |

VI. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、工業部門および医療部門から構成されています。

工業部門では製造業を営む顧客に販売しており、医療部門では主として病院等の医療機関や医療機器
商社等の顧客に販売しています。

各報告セグメントの主な事業内容および製造する製品の関係は以下のとおりです。

| 報告セグメント | 事業内容 | 製品 |
|---------|----------|---|
| 工業部門 | インダストリアル | 産業用ポンプ・システム 液化ガス・産業ガス関連機器・装置 発電プラント向け水質調整装置 電子部品製造関連装置 |
| | 航空宇宙 | 民間航空機向け炭素繊維強化プラスチック(CFRP) 成型品および金属接着部品 |
| 医療部門 | メディカル | 血液透析関連製品 空調設備向け除菌・消臭ユニット その他 |

これらに分解した事業収益とセグメント売上収益との関連は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | |
|----------|---------|--------|---------|
| | 工業部門 | 医療部門 | 合計 |
| インダストリアル | 117,045 | － | 117,045 |
| 航空宇宙 | 19,573 | － | 19,573 |
| メディカル | － | 78,891 | 78,891 |
| その他 | 131 | － | 131 |
| 合計 | 136,750 | 78,891 | 215,642 |

売上収益は、識別された履行義務に対して、顧客との契約に基づく対価を製造コストや過去の販売実績等を勘案して配分し、当該履行義務が充足された時点で計上しています。

当社グループの製品は顧客に納品することを約束した製品等について、契約条件に照らし合わせて顧客が当該製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が契約の履行義務の充足時期であり、顧客への製品の到着時、検収時や貿易上の諸条件等に基づき売上収益を認識しています。また、これらの製品に関連する保守・運用などの役務を顧客に対して提供する場合がありますが、当該役務に関する履行義務については、基本的に時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて売上収益を計上しています。これらの対価は履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けています。

なお、一部のインフラやシステム等は顧客独自の仕様指定により個別受注生産を行なっています。これらの製品の履行義務は製造の進捗に伴って充足されるものであり、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は見積総コストに対して実際に発生したコストの割合に応じて売上収益を計上し、履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生したコストの範囲でのみ売上収益を計上しています。これらにかかる対価は契約に基づく支払条件に基づいて、製品の完成前または完成後に支払を受けています。また売上収益を計上し、未請求の対価に対して契約資産を計上し、顧客からの前受金に対して契約負債を計上しています。

2. 契約残高

(単位：百万円)

| | |
|-----------|--------|
| 受取手形及び売掛金 | 54,509 |
| 契約資産 | 24,816 |
| 契約負債 | 24,970 |

認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは11,830百万円です。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は以下のとおりです。当社グループの残存履行義務の多くは期末日から1年以内に売上収益が実現しますが、工業部門の大型のポンプおよびシステム製品については1年を超えて売上収益が実現するものがあります。

(単位：百万円)

| | |
|------|---------|
| 工業部門 | 115,602 |
| 医療部門 | 3,094 |

4. 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度において、顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産の額に重要性はありません。また、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を使用し、契約の獲得の増分コストを発生時に費用として認識しております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分 2,422円33銭
基本的1株当たり当期利益 206円22銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

<計算書類>

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|------------------------|----------------|------------------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 95,576 | 流 動 負 債 | 33,147 |
| 現金及び預金 | 18,506 | 支払手形 | 6,636 |
| 受取手形 | 7,316 | 買掛金 | 9,977 |
| 売掛金 | 31,072 | 関係会社短期借入金 | 1,125 |
| 契約資産 | 1,990 | 1年内返済予定の長期借入金 | 7,464 |
| 商品及び製品 | 8,407 | リース債 | 69 |
| 仕掛品 | 4,066 | 未払金 | 1,979 |
| 材料及び貯蔵品 | 8,608 | 未払費用 | 1,709 |
| 関係会社短期貸付金 | 12,033 | 契約預り金 | 978 |
| 未収入金 | 2,964 | 関係会社預り金 | 479 |
| その他の金 | 695 | 関係会社預り金 | 597 |
| 貸倒引当金 | △86 | 賞与引当金 | 868 |
| | | 役員賞与引当金 | 50 |
| 固 定 資 産 | 130,489 | 注品保証引当金 | 244 |
| 有形固定資産 | 16,605 | 設備関係の支払手形 | 197 |
| 建物 | 8,424 | 固定負債 | 79,642 |
| 構築物 | 232 | 長期借入金 | 73,078 |
| 機械及び装置 | 1,516 | リース債 | 515 |
| 車両運搬具 | 5 | 繰延税金負債 | 5,297 |
| 工具、器具及び備品 | 611 | 退職給付引当金 | 444 |
| 土地 | 2,305 | 退職品保証引当金 | 97 |
| リース資産 | 525 | その他の | 208 |
| 建設仮勘定 | 2,983 | | |
| 無 形 固 定 資 産 | 3,306 | 負 債 合 計 | 112,790 |
| ソフトウェア | 1,218 | 純 資 産 の 部 | |
| その他の資産 | 2,088 | 株 主 資 本 | 96,019 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 110,577 | 資本金 | 6,544 |
| 投資有価証券 | 30,999 | 資本剰余金 | 6,030 |
| 関係会社株式 | 52,764 | 資本準備金 | 174 |
| 出資 | 0 | その他の資本剰余金 | 5,855 |
| 関係会社出資金 | 4,718 | 利 益 剰 余 金 | 87,667 |
| 関係会社長期貸付金 | 27,072 | 利益準備金 | 1,461 |
| 破産更生債権等 | 8 | その他の利益剰余金 | 86,205 |
| 長期前払費用 | 5 | 固定資産圧縮積立金 | 995 |
| 敷金及び保証金 | 391 | 別途積立金 | 17,370 |
| その他の金 | 436 | 繰越利益剰余金 | 67,839 |
| 貸倒引当金 | △5,821 | 自 己 株 式 | △4,222 |
| | | 評価・換算差額等 | 17,175 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 17,175 |
| | | 新株予約権 | 81 |
| 資 産 合 計 | 226,065 | 純 資 産 合 計 | 113,275 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 226,065 |

損益計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-------|---------|
| 売上高 | | 114,055 |
| 売上原価 | | 85,864 |
| 売上総利益 | | 28,190 |
| 販売費及び一般管理費 | | 25,559 |
| 営業利益 | | 2,631 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,268 | |
| 受取配当金 | 2,288 | |
| 受取賃貸料 | 231 | |
| 補助金収入 | 4 | |
| 為替差益 | 818 | |
| 生命保険配当金 | 96 | |
| その他の | 337 | 5,045 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 775 | |
| その他 | 46 | 821 |
| 経常利益 | | 6,855 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 52 | |
| 投資有価証券売却益 | 499 | 551 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 944 | |
| 減損損失 | 65 | |
| 関係会社株式売却損 | 3,241 | |
| 関係会社株式評価損 | 245 | |
| 関係会社出資金評価損 | 2,315 | |
| 関係会社清算損 | 542 | 7,355 |
| 税引前当期純利益 | | 51 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △17 | |
| 法人税等調整額 | △263 | △280 |
| 当期純利益 | | 332 |

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|-------------------------|-------|-------|--------------|-------|-----------------|--------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰 余金(注) | | |
| 当 期 首 残 高 | 6,544 | 174 | 5,847 | 1,461 | 88,059 | △2,692 | 99,394 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △2,186 | | △2,186 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 332 | | 332 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △1,544 | △1,544 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 8 | | | | 8 |
| 株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引 | | | 0 | | | 14 | 15 |
| 株主資本以外の項目の当 期変動額(純額) | | | | | | | — |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | 8 | — | △1,854 | △1,529 | △3,375 |
| 当 期 末 残 高 | 6,544 | 174 | 5,855 | 1,461 | 86,205 | △4,222 | 96,019 |

| | 評価・換算差額等 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|--------------|-------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 8,653 | 81 | 108,128 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △2,186 |
| 当 期 純 利 益 | | | 332 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | △1,544 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 8 |
| 株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引 | | | 15 |
| 株主資本以外の項目の当 期変動額(純額) | 8,522 | — | 8,522 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 8,522 | — | 5,147 |
| 当 期 末 残 高 | 17,175 | 81 | 113,275 |

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

| 項目 | 固定資産圧縮 積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 合計 |
|------------------|---------------|--------|---------|--------|
| 当 期 首 残 高 | 1,038 | 17,370 | 69,650 | 88,059 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △2,186 | △2,186 |
| 当 期 純 利 益 | | | 332 | 332 |
| 固定資産圧縮積立金の 取崩 | △43 | | 43 | — |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △43 | — | △1,810 | △1,854 |
| 当 期 末 残 高 | 995 | 17,370 | 67,839 | 86,205 |

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法によっています。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法によっています。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっています。

ただし、インダストリアル事業本部の製品および仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～50年

構築物 7～50年

機械及び装置 4～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

(5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、受注契約のうち当事業年度において損失が発生すると見込まれ、かつその金額を合理的に見積可能な費用について、引当金として計上しています。

(6) 製品保証引当金

顧客に納品した一部製品に対して、将来の製品交換および補修費用に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しています。

5. 収益及び費用の認識基準

当社は以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で売上収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに応じて）売上収益を認識する。

当社の製品は顧客に納品することを約束した製品等について、契約条件に照らし合わせて顧客が当該製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が契約の履行義務の充足時期であり、顧客への製品の到着時、検収時や貿易上の諸条件等に基づき売上収益を認識しています。また、これらの製品に関連する保守・運用などの役務を顧客に対して提供する場合がありますが、当該役務に関する履行義務については、基本的に時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて売上収益を計上しています。なお、一部のインフラやシステム等は顧客独自の仕様指定により個別受注生産を行なっています。これらの製品の履行義務は製造の進捗に伴って充足されるものであり、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は見積総コストに対して実際に発生したコストの割合に応じて売上収益を計上し、履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生したコストの範囲でのみ売上収益を計上しています。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法：金利スワップについて特例処理の条件をみたしている場合は、特例処理を適用しています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の利息
- ③ ヘッジ方針：社内管理規定に基づき、借入金の金利変動・為替変動リスクをヘッジしています。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法：特例処理によっている金利スワップは、有効性の評価を省略しています。

(2) 端数処理

計算書類の作成にあたり、金額、株数は単位未満を切り捨てて表示しています。

II. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式および関係会社出資金の評価

関係会社株式および関係会社出資金の評価を行なうにあたり、株式の実質価額を算出し、実質価額が著しく低下し回復可能性が見込めない状況にないことを確認しています。

当期末に貸借対照表に計上されている関係会社株式は52,764百万円、関係会社出資金は4,718百万円です。

関係会社の事業計画等に基づき実質価額の回復可能性の見積りを行なっていますが、将来の不確実な経済条件の変動等により事業計画の見通が必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

III. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 23,115百万円

2. 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行なわれたものとして処理しています。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休業日であったため、以下の事業年度末日満期手形を満期日に決済が行なわれたものとして処理しています。

受取手形 516百万円

3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行なっています。

| 摘 要 | 金 額 (百万円) |
|-------------------------------|-----------|
| Nikkiso Vietnam, Inc. | 782 |
| 宮崎日機装株式会社 | 214 |
| M.E.Nikkiso Vietnam Co., Ltd. | 1,127 |
| 計 | 2,124 |

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| 摘 要 | 金 額 (百万円) |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 21,777 |
| 長期金銭債権 | 27,302 |
| 短期金銭債務 | 5,017 |

5. 有形固定資産に係る国庫補助金等の受け入れによる圧縮額

| 種 類 | 金 額 (百万円) |
|-------------------|-----------|
| 建 物 | 589 |
| 機 械 及 び 装 置 | 4 |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 1 |
| 土 地 | 835 |
| 計 | 1,430 |

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| 摘 要 | 金 額 (百万円) |
|---------------------|-----------|
| 売 上 高 | 20,657 |
| 仕 入 高 | 34,084 |
| 営 業 取 引 以 外 の 取 引 高 | 4,884 |

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 3,909,907株

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

| | |
|---------------------------|--------|
| (繰延税金資産) | |
| 繰越欠損金 | 144 |
| 賞与引当金 | 419 |
| 未払事業税 | 22 |
| 未払費用 | 169 |
| 棚卸資産 | 426 |
| 受注損失引当金 | 74 |
| 関係会社株式 | 998 |
| 関係会社出資金 | 4,685 |
| 減損損失 | 301 |
| 退職給付引当金 | 136 |
| 投資有価証券 | 38 |
| 資産除去債務 | 51 |
| 貸倒引当金 | 1,861 |
| 関係会社貸付金 | 470 |
| その他 | 143 |
| 繰延税金資産小計 | 9,942 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額 | △6,849 |
| 繰延税金資産合計 | 3,092 |
| (繰延税金負債) | |
| 固定資産圧縮積立金 | △451 |
| その他有価証券評価差額金 | △7,905 |
| その他 | △32 |
| 繰延税金負債合計 | △8,390 |
| 繰延税金負債の純額 | △5,297 |

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

(単位：百万円)

| 属 性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (注1) | 科 目 | 期末残高 |
|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------|------------|-----------------------------------|---------------|---------------|--------|
| 子会社 | Nikkiso Vietnam, Inc. | 所有 直接100% | 資金の援助 | 資金の貸付 (注2) | 5,484 | 関係会社 短期貸付金 | 7,130 |
| | | | | 資金の回収 (注2) | 4,694 | 関係会社 長期貸付金 | 5,071 |
| | | | | 利息の受取 | 539 | 未収入金 | 149 |
| | NIKKISO Medical Europe GmbH | 所有 直接100% | 当社製品の販売 | ヨーロッパにおける 当社医療部門製 品の販売 (注4) | 8,774 | 売掛金 | 5,133 |
| | 宮崎日機装(株) | 所有 直接100% | 資金の援助 | 資金の貸付 (注2) | 1,213 | 関係会社 短期貸付金 | 2,299 |
| | | | | 資金の回収 (注2) | 2,794 | 関係会社 長期貸付金 | 12,082 |
| | Cryogenic Industries, Inc. | 所有 直接100% | 資金の援助 | 当社製品の製造 | 製品の購入 | 13,609 | 買掛金 |
| 資金の貸付 (注2) | | | | 2,683 | 関係会社 長期貸付金 | 3,030 | |
| AquiSense Technologies LLC | 所有 直接100% | 資金の援助 | 資金の回収 (注2) | 99 | 関係会社 長期貸付金 | 4,000 | |
| 上海日機装貿易有 限公司 | 所有 直接100% | 配当金の受取 | 配当金の受取 | 542 | — | — | |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています。

(注2) 資金の貸付金利については、市場金利を勘案して決定しています。

(注3) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、価格交渉の上で決定しています。

IX. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 VI. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

X. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産 | 1,734円36銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 5円02銭 |

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類等に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

日機装株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐光康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川航史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日機装株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上